

アルコール検知器協議会の紹介とDXに係る法令化に関して



～はじめに～
アルコール検知器協議会について

アルコール検知器協議会について①



アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM

2015年(平成27年)4月8日、国や運輸業界から強い要請を受け、
アルコール検知器に携わる製造企業によって発足。

アルコール検知器の役割がますます重要なものになりつつある今日、
その技術・品質の向上と共に、飲酒問題への対処・防止に対する
正しい知識を啓発しています。

設立の目的

- アルコール検知器の技術、品質の向上
- アルコール検知器の普及啓発、地位向上
- 大量摂取等による飲酒問題の根絶
- 自動車等の飲酒運転の根絶等

活動内容

- 検知器の利用と活用に拘わる普及と啓発
- 検知器の技術・品質向上の為の調査研究
- 飲酒運転防止に関連する法令の周知・広報
- 専門知識を用いた交通安全の促進・普及

アルコール検知器協議会について②

「アルコール検知器協議会」加盟企業66社

●正会員65社

アイグッズ(株)	(株)コムテック
アイリスオーヤマ(株)	(株)コンテック
(株)イズムシステムインテグレータ	SANKEIプランニング(株)
エスケイジャパン(株)	サンコーテクノ(株)
SCSK(株)	シーテック(株)
(株)SGST	(株)JVCケンウッド
NIDS合同会社	新東工業(株)
NHPソリューション(株)	鈴与シンワート(株)
NCY(株)	(株)SREE
NTTコミュニケーションズ(株)	住友三井オートサービス(株)
MIクリエイションズ(株)	SEIKOIST(株)
エレコム(株)	(株)セイワ
(株)オムニ	センスエアーエービー
(株)ガステック	(旭化成エレクトロニクス(株))
(株)キングジム	株式会社ソネット
勤次郎(株)	大自工業(株)
(株)グロックス	(株)タニタ
(株)慶洋エンジニアリング	中央自動車工業(株)
光明理化学工業(株)	テックウェルインターナショナルジャパン(株)
小林薬品(株)	テレニシ(株)
	(株)天時情報システム

※令和7年4月現在

東海電子(株)	(株)ユアーショップ
(株)東京企画	(株)ユビテック
(株)東計電算	(株)ライノプロダクツ
(株)ドウシシャ	リンクサス(株)
(株)東洋マーク製作所	(株)レッツ・コーポレーション
トライポッドワークス(株)	
(有)ドリームチーム	
(株)ドリテック	●準会員1社
NISSHAエフアイエス(株)	株式会社メイテツコム
日本鋭明技術(株)	
根本特殊化学(株)	
(株)パーマンコーポレーション	
(株)パイ・アール	
HIKVISION JAPAN(株)	
(株)First System	
フィガロ技研(株)	
(株)藤田電機製作所	
前野技研工業(株)	
(株)ミツバサンコーワ	
矢崎エナジーシステム(株)	
(株)ヤナコ計測	

アルコール検知器協議会について③認定制度について I

アルコール検知器認定制度とは

アルコール検知器は、健康管理用途の一般向けの商品と、事業者がアルコール検査に用いる事業者向けの商品があり、年々その市場が拡大していく中、品質管理体制を持ちながら一定の品質基準を満たしている製造事業者・製造販売事業者であることを認定する検定制度の確立を目指し制度を設立。

販売ガイドライン・・・正しい使用方法を伝えているか
品質保証体制の確認・・・製造・出荷品質の確認
技術的な試験・・・アルコールに正しく反応するか

全ての監査・試験に合格したアルコール検知器を当会で認定し

「認定機器」と位置付け

検定の流れ

1. 仕様書もしくは取扱説明書の確認
2. 第三者機関 一般社団法人 化学物質評価研究機構による最終出荷場所現地監査において、品質管理体制の確認
3. 出荷ラインより検知器をランダムで抜き取り
4. 一定環境下での測定、繰り返し試験、干渉ガスの影響結果等の性能試験を実施

■(一財)化学物質評価研究機構の事業内容

- 化学物質・農業等の安全性対策
- 医薬品(低分子及びバイオ医薬)
・医療機器の試験
- オミクス解析
- 材料・素材(ゴム・プラスチック等)
- 製品開発・原因調査
- JIS認証・研修・製品及び規格試験
- 環境調査
- 食品・製品等の分析、評価
- 標準物質(標準ガス・標準)の
供給・値付け
- クロマトグラフィー用カラム
- リスク評価・SDS作成・規格対応
- 各種法規制・申請対応
(化審法、安衛法など)



■認定マーク



認定番号
JB10001-00

更なる技術の向上を目指し

今後新たな検定規格を展開してまいります。

アルコール検知器の選定の際の基準の一つとしてご検討ください。

最新の認定機器一覧については、当協議会ホームページをご覧ください。

1.点呼に関連する法令とDXについて

飲酒運転根絶対策①/社会的背景



2006年8月、福岡の海の中道大橋にて
飲酒運転の車が会社員の乗用車に追突。
同乗の子供3人が死亡。

加害者には、危険運転致死傷罪と
道路交通法違反を併合した
懲役20年の刑が確定。

【月きめ購読料4,383円(うち消費税208円)・一部朝刊140円、夕刊50円】 日本経済新聞

車追突され転落、2児死亡

博多湾
両親は救出
なお男児1人不明

二十五日午後十時五十分ごろ、福岡市東区奈多の「海の中道大橋」中央付近で走行中のワゴン車が後続の車に追突され、ガードレールを突き破って博多湾に転落した。

この事故で、ワゴン車に乗っていた大上哲夫さんとかおりさん夫婦、二男の倫彬(ともあき)ちゃん(3)、長女の紗彬(さあや)ちゃん(1)が救助されたが、子供一人は死亡。二十六日午前一時現在、長男 紘彬(ひろあき)ちゃん(4)が車内に残されているとみられ、レスキュー隊などが捜索している。

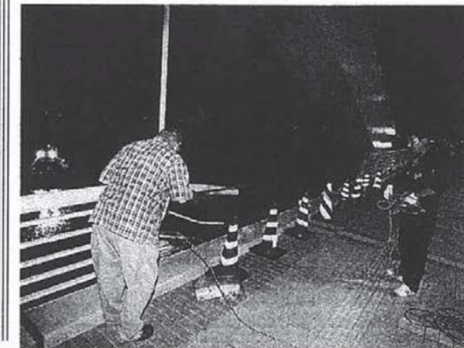
福岡県警などによると、救助された大上さん夫婦の意識はしっかりしているという。

ワゴン車は福岡市の雁ノ巣地区側から埋め立て地のアイランドシティ側へ橋を渡っていたところ、後ろの乗用車に追突されて、十数メートルの海に転落した。

同県警は追突した車を運転していた男から事情を聴いている。

追突された車が転落した現場付近では、十人前後の消防隊員が橋脚の下り、ライトで暗い海面を照らし出した。海上には大型のサーチライトを備えた消防艇も出動、行方不明のわからない男児を懸命に捜した。

橋を自転車で通っていた男性によると、現場付近では、手すりが高約五メートルにわたって壊れていたほか、路上には黒々としたタイヤ痕が残っていたという。



車が転落した海の中道大橋(26日未明、福岡市東区)

飲酒運転懇切対策②/行政処分の厳格化



2009年、飲酒運転に対する行政処分が大幅に厳格化。

- 酒酔い運転⇒免許取り消し
- 欠格期間の上限⇒10年
- 車両の提供者、同乗者、酒類の提供者⇒厳しい罰則

飲酒運転の根絶!

強い意志があなたの未来を守ります。

平成21年6月1日から 飲酒運転に対する行政処分が大幅強化!

酒酔い運転をすると...	酒気帯び運転をすると...
 25点→ 35点 免許取消し (欠格期間 3年)	 呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満 6点→ 13点 免許停止 (90日) 呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上 13点→ 25点 免許取消し (欠格期間 2年)

欠格期間の上限も5年から10年に引き上げ!!

酒酔い運転をした場合	交通事故を起こした場合(死亡事故)	ひき逃げをした場合
2年→ 3年	5年→ 7年	5年→ 10年

(注)・前歴及びその他の累積点数がない場合
・欠格期間とは、免許を取り消された場合の再度免許を受けることのできない期間

罰則 運転者にも運転者以外にも厳しい罰則が

運転者本人	車両の提供者	酒類の提供者・車両の同乗者
 NG! 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	 NG! 酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	 NG! 酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

(財)全日本交通安全協会・警察庁

2011年、旅客貨物事業者に アルコール検知器の使用が義務化

- 点呼時にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認する。
- 測定結果を記録して保管する。
- アルコール検知器が故障していないかを定期的に確認する。

これらを怠ると行政処分の対象に



航空事業者に対しても飲酒基準が策定され、アルコール検知器の使用義務が適用されています。

2018年末より、パイロットの飲酒基準が議論され、12月に公表、2019年1月31日に基準が制定されました。また、同年7月には、客室乗務員、整備士等の飲酒基準も制定されています。

- 「運行禁止」の目安を、血中濃度:0.2g/l未満、呼気中濃度:0.09mg/l未満とする。
- 対象:操縦士、客室乗務員、整備従事者、運航管理従事者
- 業務前にアルコール検知器(ストロー式)による検査を行わなければならない。
- 検査時の不正(なりすまし、すり抜け)防止体制を構築すること。
- 操縦士、客室乗務員は、業務後も検査を行う。飛行勤務前8時間以内は飲酒禁止。
- アルコール教育の徹底。依存症職員等の早期発見。対応のための体制整備。等

《法令の策定に当協議会が参画・提言》

飲酒運転根絶対策⑤/鉄道・船舶への検知器義務化

**鉄軌道運転士に
についても飲酒に関する
基準等が改正されました。**

改正・施行:2019年10月4日

- 運転士は、仕業前後に**アルコール検知器**（ストロー式、マウスピース式）で、酒気帯びの有無を確認し、酒気帯び状態が確認された場合は乗務禁止。記録、保存する。
- 酒気を帯びた状態で操縦した場合の行政処分（運転免許の取り消し）適用上の目安を設定

**船舶運航事業者に
についても飲酒対策導入に
伴う規定が見直されました。**

改正・施行:2020年4月1日

- 安全管理規程に「**アルコール検知器**を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない」と追記。
- アルコール検査要綱の作成例に「アルコール検知器を用いて検査し、酒気帯びの有無を確認すること、「検査結果を記録し、1年間保存すること」等が記載。

国土交通省では、海運分野における飲酒対策について、「アルコール検知器については、例えばアルコール検知器協議会が認定し、自動車分野等で広く利用されているような、社会的に有効性が認められているものを使用する事」と指導。

《法令の策定に当協議会が参画・提言》

飲酒運転根絶対策⑥/安全運転管理者制度への検知器義務化

一般企業においても、安全運転管理者制度において、アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無を確認する法令が改正されました。

改正・施行:2022年4月1日、2023年12月1日(下記赤字部分)

●運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。)を用いて確認を行うこと。

●確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

《法令の策定に当協議会が参画・提言》

緑ナンバー事業者については、2011年より、点呼時に原則対面でアルコール検知器を用いた酒気帯び有無の確認が義務付けられておりますが、IT機器を活用した点呼方法も認められております。

●IT点呼(2007年～)

GマークやGマーク相当の条件を満たした事業所に限り、営業所と車庫間や営業所と離れた営業所間で、IT機器を利用した遠隔での点呼が可能に。国交省が定めた要件に当てはまるシステムを導入し、運輸支局へ届出が必要。

●遠隔点呼(2022年～)

IT点呼の要件にあてはまらない事業所においても、IT機器を利用した遠隔での点呼が可能に。なりすまし防止等の為、生体認証や運転者の様子を監視カメラやスマホ、ドラレコ等のカメラで確認することが必要。※2024年点呼告示改正

●事業所間遠隔点呼及び貨物軽自動車運送事業者に対しても遠隔点呼が実施できるよう、点呼告示の改正(2025年5月～)へむけてパブリックコメント実施中。

自動点呼については、コロナ禍からDX化が推進しており、23年から業務後自動点呼が可能に。業務前自動点呼はすでに先行実施を開始しており、“完全自動点呼”の実現に近づいております。

●業務後自動点呼(2023年～)

IT点呼、遠隔点呼においては遠隔地であっても運行管理者が確認する必要がありましたが、国交省が認定したシステム機器を利用し、ロボット等により無人での点呼が可能に。業務前自動点呼についても本年度中に要件確定へ向けて議論中。

●業務”前”自動点呼(2025年5月～(仮))

2025年3月19日より4月18日までパブリックコメントを募集中、5月上旬より点呼告示を改正し、スタート予定。また、今回の点呼告示改正によって、貨物軽自動車運送事業者についても、自動点呼の対象となる予定。

貸切バス、ライドシェア、貨物軽自動車運送事業者についても点呼制度が変更、制定、議論されています。

●貸切バス(2024年～)

貸切バスにおいては、点呼の様子を動画で記録、電話点呼の場合は点呼の様子を録音しアルコールチェックの様子顔写真を撮影し、90日間の保存が義務に。点呼の記録は電磁的記録として3年間保存が必要に。

●ライドシェア(2024年～)

4月より、タクシー事業者による運行管理がスタート、従来の点呼および遠隔点呼により乗務が可能に。当初は首都圏を中心とする交通圏や横浜市、名古屋市、京都市のみだったが、順次拡大し、現在では12交通圏で利用可能に。また地方では自治体が主導する形もあり100を超える地域で運行を開始。

現状の課題と対策方法について

今後の課題と対策方法について①／常時有効保持対策

道路交通法施行規則の法改正による市場拡大により、アルコール検知器の製造企業が増え、多くの選択肢の中から機器をお選びいただけるようになっておりますが、アルコール検知器の精度やアフターフォローについて、一部問題があるとのクレームを警察庁や当協議会に対してもいただいております。

当協議会におきましても、アルコール検知器が正しく測定ができる状態を保つことができる様、メーカー各社への注意喚起を行うことと共に、アルコール検知器の使用、保管、点検方法等の正しい使用方法の周知を推進してまいります。

また、アルコール検知器のセンサーは寿命があり、寿命を迎えると正しく測定することができません。必ず定期的なセンサーの交換や校正等を実施と、日々の点検を実施いただき、正しく測定できる状態に保持し、**常時有効保持義務の法令違反**とならないよう、飲酒運転対策の継続をお願いいたします。

今後の課題と対策方法について②／常時有効保持対策

国交省では旅客貨物事業者へ対して、下記の点検項目を示しており、当協議会としても下記の運用・点検・測定を推奨しています。

正しい運用



点呼時に酒気帯びの有無を確認する際には、営業所ごとに備えられたアルコール検知器を必ず使う必要があります。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第七条 旅客自動車運送事業運輸規則 第二十四条)

正しい日常点検

～常時有効性保持の義務化にともなう点検項目を実施～

(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第二十条 旅客自動車運送事業運輸規則 第四十八条)



損傷がないこと



電源が入ること



正常呼気で反応が出ないこと



アルコール成分を含んだ呼気等に反応があること



正常呼気で再測定をして反応が出ないこと

これらの確認、実施記録を保管することを推奨します

正しい測定

～測定・使用の際の注意事項・販売ガイドライン～



アルコール検知器に反応がありえる飲食物等をあらかじめ測定者に伝えておきましょう。

飲酒以外でのアルコール反応があった場合の対処法を事前に伝えておきましょう。



アルコール検知器ごとに定められた測定、保管環境を守ってください。

正しい定期メンテナンス



アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。検知器ごとに定められた使用回数、期限を守ってください。また、精度維持のための修理、メンテナンス、校正、交換は必ずおこなってください。

今後の課題と対策方法について③／アルコール検知器の正しい使用方法

感染症対策にアルコール除菌剤等を使用した手指消毒が一般的となった現在、アルコール除菌剤等使用後のアルコール検知器の使用方法について、当協議会としてご案内しております。アルコール検知器はごく微量のアルコールに反応する機器ですので、ご注意ください。

COVID-19 新型コロナウイルス対策に対応した
アルコール検知器使用にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。

手順① → **手順②** → **手順③** → **手順④**

手順① 手指をアルコール除菌
手指にアルコール除菌剤を噴霧して消毒します。

手順② 石鹸で手指洗い
流水と石鹸を使用して手指を洗い、泡をしっかりと落とします。

手順③ アルコール検知器の使用
検知器のセンサー部に手指を近づけて測定を行います。

手順④ 手指をアルコール除菌
手指にアルコール除菌剤を噴霧して消毒します。

①アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
②手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。
③また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。
※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。

J-BAC アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM

今後の課題と対策方法について④効率化、システムの活用

緑ナンバーの点呼制度におきましては、前述の通りITを活用した点呼についての法令がございますが、白ナンバー車両においても安全運転管理者様による運転前後の飲酒有無確認、記録保持においても、安全運転管理者様や運転者様の業務の効率化や、より徹底した管理、予防の為に、ITなどを活用したシステムの導入も効果的です。

システムの例

- ・アルコールチェック結果を確認できるソフトやクラウドサービス
- ・ドライブレコーダーやテレマティクス等の運転管理・危険運転防止サービスに付帯したアルコールチェック記録確認
- ・勤怠管理システムと連動したアルコールチェック記録確認

アルコール検知器協議会の設立の目的は、
アルコール検知器の技術・品質の向上、普及啓もうであります、
それらはあくまで手段であり、
究極の目的は飲酒運転を含めた飲酒問題そのものの根絶であります。
そのために、私どもといたしましては、
アルコール検知器の正しい使用方法をお伝えし、
是非それを皆様方に実践していただき、飲酒運転・飲酒問題の
根絶につなげて頂きたいと願っております。



ご清聴、有り難うございました。



「アルコール検知器協議会」

